

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第十条第一項
許認可等の種類	特定非営利活動法人の設立の認証
法令の定め	<p>第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <p>(第一号～第八号 略)</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <hr/> <p>第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>(第一号～第四号 略)</p> <p>2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。</p>
審査基準	認証基準は法に明示
標準処理期間	総期間 2週間+2日・ 月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181)、ダイヤル：011-204-5095)
申請先等	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181)、ダイヤル：011-204-5095) 各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課
問い合わせ先	同上
備考	標準処理期間のうち2週間は、法定縦覧期間。 なお、処分決定は縦覧後2月以内に行うこととされている。 環境生活部及び主たる事務所の所在する地域を管轄する各総合振興局・振興局が申請窓口となる。なお、旭川市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、紋別市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、森町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、南幌町、由仁町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、苫前町、猿払村、利尻町、利尻富士町、遠軽町、日高町、新ひだか町、鹿追町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、浦幌町、標津町については、各市町村にのみ事務所を有する団体に係る事務権限を移譲している。 (公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/np0/kyoudou-10kanrennhourai.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第二十五条第三項
許認可等の種類	特定非営利活動法人の定款変更の認証
法令の定め	<p>第二十五条</p> <p>3 定款の変更は、(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。</p> <hr/> <p>第十条</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>第十二条</p> <p>2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。</p>
審査基準	認証基準は法に明示
標準処理期間	総期間 2週間+2日・ 月 () 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 日・月()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号:011-231-4111(内線24-181)、ダイヤル:011-204-5095)
申請先等	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号:011-231-4111(内線24-181)、ダイヤル:011-204-5095) 各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課
問い合わせ先	同上
備考	標準処理期間のうち2週間は、法定縦覧期間(休日を含む。) なお、処分決定は縦覧後2月以内に行うこととされている。 環境生活部及び主たる事務所の所在する地域を管轄する各総合振興局・振興局が申請窓口となる。なお、旭川市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、紋別市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、森町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、南幌町、由仁町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、苫前町、猿払村、利尻町、利尻富士町、遠軽町、新ひだか町、日高町、鹿追町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、浦幌町、標津町については、各市町村にのみ事務所を有する団体に係る事務権限を移譲している。 (公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kanrennhourai.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第三十一条第二項
許認可等の種類	特定非営利活動法人の事業の成功の不能による解散の認定
法令の定め	第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (第一号、第二号、第四号～七号 略) 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
審査基準	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、未設定。
標準処理期間	総期間 日・月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181)、ダイヤル：011-204-5095)
申請先等	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181)、ダイヤル：011-204-5095) 各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課
問い合わせ先	同上
備考	環境生活部及び主たる事務所の所在する地域を管轄する各総合振興局・振興局が申請窓口となる。なお、旭川市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、紋別市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、森町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、南幌町、由仁町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、苫前町、猿払村、利尻町、利尻富士町、遠軽町、新ひだか町、日高町、鹿追町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、浦幌町、標津町については、各市町村にのみ事務所を有する団体に係る事務権限を移譲している。 (公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kanrennhourai.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第三十二条第二項
許認可等の種類	特定非営利活動法人の残余財産の帰属の認証
法令の定め	第三十二条 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
審査基準	認証基準は法に明示
標準処理期間	総期間 日・月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181)、ダイヤル：011-204-5095)
申請先等	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181)、ダイヤル：011-204-5095) 各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課
問い合わせ先	同上
備考	環境生活部及び主たる事務所の所在する地域を管轄する各総合振興局・振興局が申請窓口となる。なお、旭川市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、紋別市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、森町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、南幌町、由仁町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、苫前町、猿払村、利尻町、利尻富士町、遠軽町、新ひだか町、日高町、鹿追町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、浦幌町、標津町については、各市町村にのみ事務所を有する団体に係る事務権限を移譲している。 (公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrennhourei.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第三十四条第三項
許認可等の種類	特定非営利活動法人の合併の認証
法令の定め	<p>第三十四条 3 合併は所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。</p> <p>第十条 2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>第十二条 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。</p>
審査基準	認証基準は法に明示
標準処理期間	総期間 2週間+2日・ 月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181)、ダイヤル：011-204-5095)
申請先等	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181)、ダイヤル：011-204-5095) 各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課
問い合わせ先	同上
備考	<p>標準処理期間のうち2週間は、法定縦覧期間（休日を含む。）。</p> <p>なお、処分決定は縦覧後2月以内に行うこととされている。</p> <p>環境生活部及び主たる事務所の所在する地域を管轄する各総合振興局・振興局が申請窓口となる。なお、旭川市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、紋別市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、森町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、南幌町、由仁町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、苫前町、猿払村、利尻町、利尻富士町、遠軽町、新ひだか町、日高町、鹿追町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、浦幌町、標津町については、各市町村にのみ事務所を有する団体に係る事務権限を移譲している。</p> <p>(公表アドレス) : https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/np0/kyoudou-10kannrenhourei.html</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第四十四条第一項
許認可等の種類	特定非営利活動法人の認定
法令の定め	第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。 ----- 第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (第一号～第九号 略)
審査基準	認定基準は法に明示
標準処理期間	総期間 6 日・月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181) ファクシムル：011-204-5095)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrenhourei.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第五十一条第二項、第三項
許認可等の種類	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新
法令の定め	<p>第五十一条</p> <p>2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。</p> <p>3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。</p> <hr/> <p>第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (第一号～第九号 略)</p>
審査基準	認定基準は法に明示
標準処理期間	総期間 6 日・月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181) ファクシミリ：011-204-5095)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrennhourei.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第五十八条第一項
許認可等の種類	特定非営利活動法人の特例認定
法令の定め	<p>第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。</p> <p>-----</p> <p>第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。 (第一号～第三号 略)</p>
審査基準	認定基準は法に明示
標準処理期間	総期間 6 日・月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181) ファクシミリ：011-204-5095)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrennhourei.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	特定非営利活動促進法												
根拠条項	第六十三条第一項、第二項、第三項												
許認可等の種類	認定特定非営利活動法人等の合併の認定												
法令の定め	<p>第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。</p> <p>2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。</p> <p>3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。</p>												
審査基準	認定基準は法に明示												
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	日・月	()	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	日・月	()
総期間	日・月	()											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	日・月	()											
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181) ファクシミリ：011-204-5095)												
申請先	同上												
問い合わせ先	同上												
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrennhourei.html												

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例
根拠条項	第4条第1項
許可等の種類	控除対象特定非営利活動法人指定のために必要な手続の実施
法令の定め	第4条 知事は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。 (第1号～第11号 略)
審査基準	指定基準は条例に明示
標準処理期間	総期間 6 日・月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181) ダイヤルイン：011-204-5095)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrennhourei.html)

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 5 年 7 月 3 1 日作成)

法令名	北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例
根拠条項	第9条第2項、第3項
許認可等の種類	控除対象特定非営利活動法人指定の有効期間の更新のために必要な手続の実施
法令の定め	<p>第9条</p> <p>2 指定の有効期間の満了後、引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする控除対象特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下この項において「更新申出期間」という。）内に、知事に指定の有効期間の更新の申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。</p> <p>3 第2条第4項、第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分を除く。）、第4条第1項（第5号イ、第8号、第10号及び第11号に係る部分を除く。）及び第2項並びに第5条から第7条までの規定は、指定の有効期間の更新について準用する。ただし、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。</p> <p>-----</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。 (第1号～第11号 略)</p>
審査基準	指定基準は条例に明示
標準処理期間	総期間 6 日・月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181) ファクス：011-204-5095)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrenhourei.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年7月31日作成)

法令名	北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例
根拠条項	第16条第1項、第2項、第3項
許認可等の種類	控除対象特定非営利活動法人等の合併の確認
法令の定め	<p>第16条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、法第34条第3項の認証の申請後遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法によりその旨を公表するとともに、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、同項の規定による確認を受けたときは、合併によって消滅した特定非営利活動法人の控除対象特定非営利活動法人としての地位を承継する。</p> <hr/> <p>第4条 知事は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。 (第1号～第11号 略)</p>
審査基準	確認の基準は条例に明示
標準処理期間	総期間 日・月 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-181) ファクシミリ：011-204-5095)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrennhourei.html